

愛するお子さまの夢、JAが応援します。

JA教育ローン

入学資金や授業料等の学校教育費、家賃等の住居費など、
お子さまの教育に関する資金にJAの教育ローンをご利用ください。

固定金利型

年 **2.3** %

詳しくは裏面をご覧ください。

JAうま

「JA教育ローン」商品概要説明書

(平成26年8月1日現在)

お支払いみち	<ul style="list-style-type: none"> ●就学されるご子弟の教育に関する次の資金が対象です。 <ol style="list-style-type: none"> ①受験のための費用（交通費、宿泊費、出願料、受験料） ②学校納付金（入学金、施設・設備費、寄付金、学校債、授業料、実習・実験費） ③教科書代等の学校教材費 ④留学旅費 ⑤引越・電化製品購入費用（原則として入学時に限定） ⑥敷金・礼金（原則として入学時に限定）および家賃 ⑦通学費 ⑧下宿就学子弟の生活仕送り金（月額5万円が上限） ⑨卒業論文作成の研究・調査費 										
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ●JA地区内に居住する方、または県内に居住しJA地区内にお勤めの方で、JAの組合員の方。 ※現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となることができます。 ●お借入時の満年齢が20歳以上であり、最終償還時の満年齢が71歳未満の方。 ●前年税込年収が150万円以上ある方。 ※自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年税引前所得」とします。 ●勤続（または営業）年数が1年以上の方。 ※給与所得者および年金受給者の方はこの限りではありません。 ●教育施設（国民生活金融公庫「国の教育ローン」の対象校に準じます。ただし、外国の教育施設の場合は、JAから振込可能な場合に限定した取扱いとします。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方。 ●自己住宅（ご家族名義を含む）または借家等生活の本拠が定まっており、原則として、JA地区内に1年以上居住している方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること）。 ●当JAが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証が受けられる方。 ●その他当JAが定める条件を満たしている方。 										
お借入れ額	●500万円以内（1万円単位）。 ※ただし、所要金額の範囲内とします。										
お借入れ期間	●原則として据置期間を含め最長13年6ヶ月（在学期間+7年6ヶ月）以内（1ヶ月単位）とします。なお、JA住宅ローンをご利用いただいている方は、最長15年（在学期間+9年）以内（1ヶ月単位）とします。 ※ただし、据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟の卒業予定年月の末日の6ヶ月後までの範囲内とします。										
お借入れ利率	●固定金利/当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。 ●金利は、当JAのローン相談窓口へお問い合わせください。										
ご返済方法	●元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。										
担保	●不要です。										
保証人	●当JAが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則、保証人は不要です。										
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ●ご融資時に一括して保証料（保証料率：年0.5%）をお支払いいただきます。 【お借入れ額100万円あたりの一括支払保証料例（概算金額）】 ※金利年1.8%、元利均等返済の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>お借入れ期間</th> <th>3年</th> <th>5年</th> <th>10年</th> <th>15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>8,000</td> <td>13,000</td> <td>26,000</td> <td>40,000</td> </tr> </tbody> </table>	お借入れ期間	3年	5年	10年	15年	保証料（円）	8,000	13,000	26,000	40,000
お借入れ期間	3年	5年	10年	15年							
保証料（円）	8,000	13,000	26,000	40,000							
手数料	●不要です。										
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部（電話：0896-24-3737）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県JAバンク相談所（電話：089-948-5656）でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279） 										
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ●現在の借入利率や返済額の試算については、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。 										

★チラシ記載の金利は金融情勢等の変化により見直しさせていただくことがあります。

★ローンのご利用は、当JA所定の資格・要件を満たす方に限らせていただきます。また、組合員加入の為、出資をしていただくこととなります。

★キャンペーン金利は金融情勢の変化により見直しさせていただくことがあります。

う ま 農 業 協 同 組 合

本店営業部 TEL 0896-24-3852	松柏支店 TEL 0896-24-4465	川下支店 TEL 0896-74-3213
中曽根支店 TEL 0896-24-2213	寒川支店 TEL 0896-25-2111	関川支店 TEL 0896-74-2069
川滝支店 TEL 0896-56-3402	豊岡支店 TEL 0896-25-0121	川之江中央支店 TEL 0896-58-3200
金生支店 TEL 0896-58-2168	土居中央支店 TEL 0896-74-3290	川之江支店 TEL 0896-58-3540
新宮支店 TEL 0896-72-2221	長津支店 TEL 0896-74-2504	

詳しくはお気軽にローンセンターまたは最寄りの支店窓口へご相談ください。